出雲市監査委員告示 第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成29年(2017)10月25日

 出雲市監査委員
 周
 藤
 滋

 出雲市監査委員
 吾
 郷
 紘
 一

 出雲市監査委員
 萬
 代
 輝
 正

出雲市議会議長様出雲市長様出雲市教育委員会教育長様

出雲市監査委員 周 藤 滋 出雲市監査委員 吾 郷 紘 一 出雲市監査委員 萬 代 輝 正

行政監査の結果について (報告)

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定 により、その結果を報告します。

平成29年度(2017)出雲市行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

行政監查(地方自治法第199条第2項)

2 監査の対象

- (1) 出雲市教育部
- (2) 小学校 出雲市立檜山小学校、同東小学校、同伊野小学校、同荘原小学校、 同西野小学校、同中部小学校、同出東小学校 以上7校
- (3) 中学校 出雲市立斐川東中学校、同斐川西中学校 以上2校

3 監査の着眼点

- (1) 学校施設の開放状況について ア 学校施設の開放に係る手続は適正に行われているか。
- (2) AED(自動体外式除細動器)(以下「AED」という。)の設置及び管理状況 について
 - ア 設置状況(設置場所等)は適切か。
 - イ 点検・管理は適切に行われているか。
 - ウ 操作方法の習得・周知の取組は適切に行われているか。
- (3) 備品の管理状況について
 - ア 備品の保管に係る管理点検体制は適切か。
 - イ 備品の廃棄は適正に行われているか。
- (4) 個人情報管理の状況について
 - ア 情報管理は適正に行われているか。
 - イ 文書管理は適正に行われているか。

4 監査の主な実施手続

監査の着眼点に基づき、監査対象部局等に対し監査調書及び関係書類の提出を求め、 事務調査及び本監査を行い、また、学校長及び関係教職員等の出席を求め、質疑応答 を行った。

なお、監査対象校のうち2校については、監査委員による実地監査とし、他の学校 については、監査委員事務局職員の事務調査結果報告等に基づく書面監査とした。

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 各監査対象校
- (2) 実地監査 平成29年9月14日(出雲市立西野小学校、同斐川西中学校)
- (3)事務調査 平成29年9月12日(出雲市立荘原小学校、同中部小学校、同出東小学校、同斐川東中学校)

平成 29 年 9 月 15 日(出雲市立檜山小学校、同東小学校、同伊野小学校)

(4) 講 平成29年10月11日

6 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員 周 藤 滋 出雲市識見監査委員 吾 郷 紘 一 出雲市議選監査委員 萬 代 輝 正

第2 監査実施の背景

学校は、児童及び生徒の教育の場のみならず、社会教育や社会体育、地域活動の推進を行う公共施設としてその重要性を増している。そこで、今回は学校の持つ様々な役割の中から、特に適切な対応やリスク管理が必要と思われる以下の4点について、前述の着眼点に基づき監査を実施した。

1 学校施設の開放について

日常生活におけるスポーツ活動を活発にするためには、学校教育に支障のない限り 学校の体育施設の効率的な利用を促進する必要があり、国は、学校体育施設開放事業 を推進している。

本市においても平成27年 2月に「出雲市立学校の施設の開放に関する条例」を制定し、社会教育や社会体育、地域活動の推進を図ることとされ、また、この際に施設利用の有料化や使用料の統一・平準化等も行われた。

そこで、学校施設の開放に係る手続きは、適正に行われているかなどについて監査 を行う。

2 AEDの設置及び管理について

AEDについては、救命救急で使用される際に管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、適切な管理を行う必要がある。

しかし、点検担当者の変更や設置後の時間経過による維持管理意識の低下が認められるため、国は、適切な管理等を徹底するよう通知を発している。

本市では、平成20年に市内の中学校でサッカー部の男子生徒が練習中に倒れて一時 心肺停止状態になった事故を受け、すべての公立小中学校へAEDが設置された。

そこで、設置場所、点検・管理状況、操作の習得・周知の取組状況等が適切に行われているかなどについて監査を行う。

3 備品の管理について

備品を含む「物品」については、地方自治法第237条において、公有財産、債権及び基金とともに「財産」として位置づけられており、その管理及び運用にあたっては、地方財政法第8条により「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

そこで、これら法律の主旨に沿って備品の管理・点検・廃棄・効率的な運用等が適切に行われているかなどについて監査を行う。

4 個人情報の管理について

本市の小中学校においては、教員一人一台の校務用コンピュータの整備や校務支援システムの導入等、校務の情報化が進められている一方で、学校現場における情報漏えいなどの事故が発生しないように、学校が保有する情報資産の取扱いを定め、一人ひとりの教員がその取扱いを確実に遵守するため、出雲市立小中学校情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)が策定されている。

しかし、平成29年 4月には、転校児童(1名)の「健康診断票」及び「緊急連絡カード」を紛失する事案が発生したことから、学校における個人情報管理や文書管理が 適正に行われているかなどについて監査を行う。

第3 監査の結果及び監査意見

監査の結果及び監査意見は以下のとおりである。

1 学校施設の開放状況について

[関係法令等] 出雲市立学校の施設の開放に関する条例、同条例施行規則 出雲市立小・中学校管理規則 出雲市立学校施設使用の手引

学校施設の開放状況については、予約方法、使用申請、使用料の減免、使用後の報告その他について監査委員による実地監査、監査調書による調査及び現地での事務調査を行った。

予約方法については、通年で予約を認めている学校や、月ごとに申請させている学校、電話での仮予約を認めていない学校など学校ごとに異なっていた。また、通年で予約を認めている場合、ほとんどの日程が定期的に使用する団体等で予約されている状態となっている学校も見受けられた。教育部も市や学校行事等による使用を優先すること以外、学校ごとにルールが異なることを認めている。

使用申請については、監査対象校9校のうち8校において定期的に使用する団体等 と年度当初や年度末に使用日の調整を図る打ち合せ会等を開催し、使用日程の調整後、 使用申請を受け付けていた。

定期的に使用する団体等との間で使用希望日が重複した場合は、学校側が仲介するなどして調整されていた。また、件数自体は少ないが、新たに使用を希望する者の使用希望日が、定期的に使用する団体等の予約日と重複した場合、当事者間で直接交渉

させている学校や、予約済みの説明後に特に申し出がなかったので、申請を受け付けていない学校があった。

使用料の減免については、学校施設使用料減免適用認定書(以下「減免認定書」という。)の交付を受けた者の多くが定期的に使用する団体等であることから、出雲市立学校の施設の開放に関する条例施行規則に定める申請の際の減免認定書の提示は、6校で行われていなかった。

学校施設を使用した者が、使用後の状況について学校側に報告することについては、特に条例等に定めはないが、3校において使用日誌等への記載を使用者へ依頼し、その状況は学校側で確認されていた。他の学校においては、日直や管理職による始業前の点検により状況の確認がなされていた。

また、施設の使用中に備品や施設を毀損あるいは汚損した際は、使用者が学校側に 申し出て修理・弁償していたが、事案が窓ガラスやコンセントカバーの破損など修理 費用が少額な事案であったことから、出雲市立小・中学校管理規則に定める教育財産 毀損(亡失)報告書は、学校から教育委員会に提出されていなかった。

(監査意見)

(1) 施設の予約方法について

学校ごとに予約方法や予約可能期間が異なることは、新たに施設の使用を希望する者にとって解り難く、また、学校間の公平性も保たれていない状況となっている。

教育部が、学校ごとのルールを尊重することを否定するものではないが、予約方法や予約可能期間について、ある程度の統一性を持たせ、施設の使用を希望する者にとって公平で解り易い方法となるよう検討されたい。

(2) 新たに学校施設の使用を希望する者への対応について

学校施設を定期的に使用する団体等以外の者が使用を希望した場合、定期的に使用する団体等により通年の日程が先に予約されていることなどを理由に、その使用が認められないなど施設の使用に制限が出ていないかについて学校に確認したところ、監査対象校の対応は一律ではなかったが、特に問題とすべき事案は確認されなかった。

教育部は、学校側と共に、施設の使用を希望するより多くの市民が使用できるよう今後とも配慮されたい。

(3) 申請時における減免認定書の提示について

減免認定書は、教育委員会から学校を経て減免認定を受けた者へ交付されている。 また、減免認定書の交付を受けた者の多くが定期的に使用する団体等である。その ため、出雲市立学校の施設の開放に関する条例施行規則に定める申請の際の減免認 定書の提示について、学校は、減免認定の対象者であることを知っている定期的に 使用する団体等へあえて減免認定書の提示を求めていないとのことであった。

教育部は、減免認定書提示の意義や必要性を確認のうえ、学校と利用者両者の視点に立ち、より公平性、実効性のある運用となるよう検討されたい。

(4) 使用後の施設状況の確認について

学校は、施設の使用者が毀損した備品等を修理・弁償した事案を、修理費用が少額なことなどを理由に出雲市立小・中学校管理規則に定める教育財産毀損(亡失)報告書を教育委員会に提出していなかった。

教育部は今後、学校側で完結した軽微な事案については、記録は残すものの教育部への提出は不要とし、その他の事案については報告書の提出を求めるとされている。

教育財産の保全と活用に向け、適正な管理が確保されるよう具体的な報告基準等 について検討されたい。

2 AEDの設置及び管理状況について

[関係法令等] AEDの適正配置に関するガイドライン

自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (厚生労働省医政局長通知)

AEDの設置及び管理状況については、設置場所、設置に関する表示、日常の点検管理、操作方法の習得その他について監査委員による実地監査、監査調書による調査及び現地での事務調査を行った。

設置場所については、9校中8校において「AEDの適正配置に関するガイドライン」に沿って適切に設置されていたが、9校中1校において、AEDが校舎内に設置され、発生リスクの高い体育館や校庭から遠く、さらに休日や夜間は施錠されているため使用できない状況となっていた。

また、設置に関する表示については、設置位置を案内するサインボードがない学校が9校中4校あった。

日常の点検管理については、「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について(厚生労働省医政局長通知)」に基づく日常点検が実施されていない学校が9校中2校、点検記録簿が作成されていない学校が9校中7校あった。

操作方法の習得については、定期的な講習会等がすべての学校において毎年実施されていた。

(監査意見)

(1) AEDの適切な設置及び案内表示等の徹底について

AEDの設置場所については、職員や利用者がわかりやすくアクセスしやすい場所に設置することによって、AED作動までの時間を短縮でき、緊急時の素早い対応が可能となるが、この度の監査で、AEDの設置場所が適切でない学校が見受けられた。

また、AED設置場所を示す掲示や位置を案内するサインボードがない学校が複数校見受けられた。

教育部においては、適切な案内表示等の徹底について全小中学校へ指導するとともに、AEDの設置状況について調査し、適切な場所へ設置されていない場合は、早期に施設内の最も効果的な場所に移設されたい。

(2) 日常点検等の実施の徹底について

AEDを使用する事態がいつ発生するかは予測できず、常時使用可能な状態が維持されていることが重要であるが、この度の監査で、日常点検が実施されていない学校及び点検記録簿が作成されていない学校が複数校見受けられた。

教育部は、AED使用時に正常に作動しない、あるいは十分な効果を発揮できないという事態を防止するため、日常点検の実施及び点検記録簿の作成等を徹底するよう学校に指導されたい。

3 備品の管理状況について

[関係法令等] 出雲市立学校備品等管理規程

出雲市立学校備品管理事務処理の手引き

備品の管理状況については、保管に係る管理点検体制、廃棄状況その他について監査委員による実地監査、監査調書による調査及び現地での事務調査を行った。

保管に係る管理点検体制については、すべての学校において年1回以上の点検が行われていたが、備品管理者(校長)に点検実施報告を行う際、廃棄備品のみ報告されている学校が1校あった。

また、学校図書は、一般備品等と同様に毎年1回以上の点検が義務付けられているが、ほぼすべての学校で点検が行われていなかった。

備品の廃棄状況については、備品の廃棄に処分費用が必要なため、処分が保留されている学校が1校あった。

(監査意見)

(1) 備品の保管に係る管理点検について

備品台帳の整備、備品点検、備品登録等おおむね適正に行われていた。

備品管理者(校長)は、今後も備品の保管場所を的確に把握できるよう常時整理整頓に心がけ、定期的に備品の点検を行っていただきたい。

学校図書については、常勤の司書が勤務していないことや蔵書数が多いことなどから、ほぼすべての学校で年1回以上の点検は行われていなかった。

教育部は、年次的な点検等を含めその方法について学校と検討していただきたい。

(2) 備品の廃棄について

備品の廃棄については、おおむね適正に行われていたが、一部の学校において備品 (大型テレビ等)の廃棄に処分費用が必要なため、処分が保留されている事案があっ た。

教育部は、早期に廃棄処分ができるよう対処されたい。

4 個人情報管理の状況について

[関係法令等] 出雲市立小中学校情報セキュリティ対策基準 出雲市立学校文書管理規程 出雲市立学校文書処理の手引き

個人情報管理の状況については、対策基準に基づく情報管理、出雲市立学校文書

管理規程(以下「文書管理規程」という。)に基づく文書管理その他について監査委員による実地監査、監査調書による調査及び現地での事務調査を行った。

対策基準に基づく情報管理については、システム管理者(校長)が作成すべき情報区分表が、監査対象校 9 校の 5 5 移において作成されていなかった。また、同様にシステム管理者(校長)が作成すべき重要な情報(情報区分 I、II)に関する台帳が、5 校において作成されていなかった。(ただし、現在すべての学校で作成あるいは作成中である。)

また、対策基準では、台帳に登録された情報が、コピー・送付・持ち出し・貸与された際には、台帳に記録することとなっているが、6校において記録されていなかった。(ただし、今後すべての学校で記録する旨回答されている。)

情報システム機器の管理セキュリティ対策、人的管理セキュリティ対策、情報セキュリティ対策に関する教育については、8校において実施されていた。

文書管理規程などに基づく文書管理については、今回監査した項目については、すべての監査対象校で実施されており、違法不当な事案は見当たらなかった。ただし、出雲市立学校文書処理の手引きに規定する指導要録等の廃棄記録については、3 校において記録されていなかった。(ただし、今後すべての学校で記録する旨回答されている。)

(監査意見)

(1) 個人情報の適正な管理について

監査の結果、対策基準に基づく情報区分表の作成、重要情報の台帳や持出し記録の作成、重要情報の廃棄記録の作成等が行われていない学校が少なからず見受けられた。 現在該当する学校においては、速やかに対応されているが、各学校及び学校長は、対策基準や文書管理規程に基づく適切な対応に留意されたい。

教育部は、この度の監査において、本市の小中学校に平成29年度から新しい校務支援システムを導入し、これまでより情報のセキュリティ管理レベルは高くなったこと、国から新たな情報セキュリティ対策が示され現在の対策基準は大幅な見直しが見込まれることから、この見直しに併せ各学校に指導助言するとのことであったが、情報の紛失や漏えいは、発生するとそのリカバリが非常に困難であることから、早期に学校長等の管理職に対し、対策基準や文書管理規程に基づく適切な対応が行われるよう指導助言すると共に、その結果を定期的に確認することとされたい。

第4 むすび

今回は、学校の持つ様々な役割の中から、4点について適切な対応やリスク管理が 行われているか監査を実施した。

適切な対応やリスク管理には、法令等の理解やマニュアル等に基づく対応訓練などが必要ではあるが、何よりも学校現場と教育部双方の充分な意思疎通と協働体制が求められる。

特に、安全管理や情報管理については、双方がその重要性を再認識され、万一に備え、日頃から実効性のある取組みが進められるよう望むものである。

教育部におかれては、これまで以上に学校長等の管理職との連絡を密にされ、児童生徒の教育のみならず、社会教育や社会体育、地域活動の推進を行う公共施設としての学校の役割が充分に発揮できるよう学校現場の実態を把握するとともに、必要な指導や助言を行うこととされたい。